

## 青森県指定確認検査機関の処分の基準

制定平成27年9月 8日青建第642号

改正平成30年11月5日青建第685号

### 1 処分の基本方針

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による知事の指定を受けた者（以下「指定確認検査機関」という。）に対する次に定める処分（以下「処分」という。）は、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資するという法の目的を踏まえつつ、指定確認検査機関が行う確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、不正行為等の内容及び程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して、迅速かつ厳正に行うものとする。

- (1) 監督命令（法第77条の30第1項の規定による確認検査（法第77条の18第1項に規定する確認検査をいう。以下同じ。）の業務に関し監督上必要な命令をいう。以下同じ。）
- (2) 取消し（法第77条の35第2項の規定による指定の取消しをいう。以下同じ。）
- (3) 業務停止命令（法第77条の35第2項の規定による確認検査の業務の全部又は一部の停止の命令をいう。以下同じ。）

### 2 指定確認検査機関の処分の基準

#### (1) 一般的基準

イ 指定確認検査機関に対する処分内容の決定は、(2) から (6) までに定めるもののほか、別表に従い行うものとする。

なお、監督命令については、別表に掲げるもの以外についても、個々の事案に応じて行うことがあるものとする。

ロ 処分は、地域又は業務を限定せずに行うことを基本とする。ただし、処分事由（別表に規定する処分事由をいう。以下同じ。）に該当する行為が地域的に限定され、当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合又は当該行為が他と区別された特定の指定の区分（法第77条の18第2項に規定する指定の区分をいう。以下同じ。）に係る確認検査の業務において発生したことが明らかな場合には、必要に応じ地域を限り、又は指定の区分に応じて処分を行うこととする。

#### (2) 複数の処分事由に該当する場合等の取扱い

イ 一の行為が二以上の処分事由に該当する場合は、処分内容が最も重い処分事由に基づき処分を行うものとする。

ロ 二以上の処分すべき行為について併せて処分を行う場合は、次のとおりとする。

- ① いずれかの行為の処分内容が取消しの場合においては、取消しを行うものとする。
- ② 二以上の処分すべき行為のいずれもその処分内容が取消しでない場合においては、それぞれの処分事由に対応する処分内容の業務停止の期間を合算した期間の業務停止命令を行うものとする。ただし、当該合算した期間が1年を超える場合には、取消しを行うものとする。

(3) 過去に処分を受けている場合の取扱い

処分の日の直近1年間に3月以上の業務停止命令を受けた指定確認検査機関が当該業務停止命令に係る処分事由に該当する行為を再び行った場合においては、(1)及び(2)にかかわらず、取消しを行うものとする。

また、処分の日の直近3年間に業務停止命令を受けた指定確認検査機関に対し、業務停止命令を行う場合においては、その期間は、(1)及び(2)に従い決定された業務停止の期間に処分の日の直近3年間に当該指定確認検査機関が業務停止命令を受けた回数に1を加えた数を乗じた期間とする。ただし、当該期間が1年を超える場合には、取消しを行うものとする。

(4) 情状等による処分の加重

イ 処分事由に該当する行為が次に定める場合（確認検査の業務に係るものに限る。）に該当するときは、(1)から(3)までに従い決定された処分内容について、加重することができる。

- ① 処分事由に該当する行為に係る法第77条の32第2項の規定による特定行政庁の指示に従わなかった場合
- ② 重大な悪意又は害意に基づく行為である場合
- ③ 暴力的行為又は詐欺的行為である場合
- ④ 法令違反の状態が長期にわたる場合
- ⑤ 常習的に行っている場合
- ⑥ 刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合
- ⑦ その他特に考慮すべき事情がある場合

ロ 処分事由に該当する行為が、イの④から⑦までのいずれかに該当する場合（ハの②又は③に該当する場合を除く。）は、業務停止の期間を2倍に加重することを基本とするものとする。ただし、当該行為が故意によるものであって、処分内容が業務停止6月の場合には、取消しを行うことを基本とするものとする。

ハ 処分事由に該当する行為が、次に定める場合に該当するときは、業務停止の期間を3倍に加重することを基本とするものとする。

- ① イの①から③までのいずれかに該当する場合
- ② イの④から⑦までの2以上に該当する場合
- ③ イの④から⑦までのいずれかに該当し、かつ、その程度が重大である場合

ニ イからハまでによる加重後の業務停止の期間が1年を超える場合には取消しを行うものとする。

(5) 情状等による処分の軽減

イ 処分事由に該当する行為が次に定める場合（確認検査の業務に係るものに限る。）に該当するときは、(1) から (3) までに従い決定された処分内容について、軽減することができる。

- ① 処分事由に該当する行為の内容が軽微であり、情状をくむべき場合
- ② 災害や指定確認検査機関の責めに帰すことのできない事故の発生等、処分事由に該当する行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合
- ③ 処分事由に該当する行為につき、自主的に申し出てきた場合
- ④ 速やかに法違反の状態の解消を自主的に行った場合
- ⑤ その他特に考慮すべき事情がある場合

ロ 処分事由に該当する行為又は当該行為後の対応がイの①から⑤までのいずれかに該当する場合には、業務停止の期間を3分の2に軽減することを基本とするものとする。

ハ 処分事由に該当する行為又は当該行為後の対応が、次に定める場合に該当するときは、業務停止の期間を3分の1に軽減することを基本とするものとする。

- ① イの①、②及び⑤のいずれかに該当し特段の事情が認められる場合
- ② イの①から⑤までの2以上に該当する場合

二 取消しに代えて業務停止命令を行うときは、その期間は、6月以上1年以下の間で定めるものとする。

(6) 処分事由に該当する行為が別表77の30①又は77の35②五の項の「6の2①（※1）の確認、7の2①（※2）若しくは7の4①（※3）の検査又は7の6①二（※2）の仮使用の認定における著しく不適切な判断」又は「6の2⑥（※1）の規定に基づく確認済証の失効又は7の6④（※2）の規定に基づく仮使用認定の失効」に該当する場合における処分内容の決定については、次のとおりとする。

イ 確認検査が適確に行われなかったことにより、建築基準適合判定資格者（法第77条の60に規定する建築基準適合判定資格者をいう。以下同じ。）が法第77条の62第2項の規定による登録の消除等を受けた場合は、不的確な確認検査が行われたときに当該建築基準適合判定資格者の所属していた指定確認検査機関に対し、処分を行うこととし、具体的な処分の内容は、次に定める事項を加味して決定するものとする。

- ① 法第77条の62第2項各号の規定に該当する行為が行われていた事務所の数
- ② ①の行為が行われていた指定の区分の数
- ③ 法第77条の62第2項の規定による登録の消除等を受けた建築基準適

合判定資格者の数

- ④ 立入検査、報告等において明らかとなった事項
- ⑤ 過去に監督命令を受けている場合、その時期、内容等の状況
- ⑥ その他処分の内容を決定するに当たり考慮すべき事項

ロ 指定確認検査機関又はその役員が確認検査において著しく不適切な判断をした場合の当該指定確認検査機関に対する具体的な処分の内容は、過失の程度、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定するものとする。

### 3 処分の保留

次に定める場合には、必要な期間、処分を保留することができるものとする。

- ① 司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合
- ② 確認検査を依頼した建築主その他の消費者の保護のため特に必要な場合
- ③ 処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分内容の決定に当たっては、当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合

### 4 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上の期間（3による処分の保留に係る期間を除く。）を経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、指定確認検査機関として公正かつ適確に確認検査の業務を行うなど、法令遵守の状況等が伺えるような場合は、処分をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。

別表

根拠条項	処分事由	処分内容
77の35②一	6の2④(※1)の規定に違反した場合(建築基準関係規定に適合しない旨の通知書等の交付義務違反) 6の2⑤(※1)の規定に違反した場合(確認審査結果の報告義務違反) 7の2③(※2)の規定に違反した場合(完了検査引受証の交付等義務違反) 7の2④(※2)の規定に違反した場合(完了検査の期限内履行義務違反) 7の2⑤(※2)の規定に違反した場合(検査済証の交付義務違反) 7の2⑥(※2)の規定に違反した場合(完了検査結果の報告義務違反) 7の4②(※3)の規定に違反した場合(中間検査引受証の交付等義務違反) 7の4③(※3)の規定に違反した場合(中間検査合格証の交付義務違反) 7の4⑥(※3)の規定に違反した場合(中間検査結果の報告義務違反) 7の6③(※2)の規定に違反した場合(仮使用認定の報告義務違反) 18の3③の規定に違反した場合(確認審査等に関する指針によらない確認審査等(77の30①又は77の35②五の項の「6の2①(※1)の確認又は7の2①(※2)若しくは7の4①(※3)の検査又は7の6①二(※2)の仮使用の認定における著しく不適切な判断」に該当するものを除く。)) 77の21②の規定に違反した場合(名称等の変更の届出義務違反) 77の22①の規定に違反した場合(無認可での業務区域の増加) 77の22②の規定に違反した場合(業務区域の減少の届出義務違反) 77の24①の規定に違反した場合(確認検査員以外の者による確認検査の実施) 77の24②の規定に違反した場合(確認検査員の判定資格者からの選任義務違反) 77の24③の規定に違反した場合(確認検査員の選任又は解任の届出義務違反) 77の26の規定に違反した場合(確認検査義務違反) 77の28の規定に違反した場合(指定区分等の掲示義務違反) 77の29の規定に違反した場合(帳簿の備付け、書類保存義務違反) 77の29の2の規定に違反した場合(業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反) 77の34①の規定に違反した場合(確認検査の業務の休廃止の届出義務違反)	業務停止1月
77の35②二	77の27①の認可を受けた確認検査業務規程によらない確認検査 秘密保持義務違反 法第93条第1項の消防長等の同意を得ない建築確認 法第93条第4項の消防長等への通知義務違反 法第93条第5項の保健所長への通知義務違反 その他確認検査業務規程によらない確認検査	業務停止6月 業務停止3月
77の35②三	77の24④の規定による命令に違反した場合(役員等構成の基準不適合に伴う確認検査員解任命令違反) 77の27③の規定による命令に違反した場合(確認検査業務規程の変更命令違反) 77の30①の規定による命令に違反した場合(監督命令違反)	取消し
77の35②四	77の20一の規定に適合していない場合(確認検査員の必要人数基準への不適合) 77の20二の規定に適合していない場合(確認検査業務の実施計画に係る基準への不適合) 77の20三の規定に適合していない場合(有する財産の評価額の経理的基礎に係る基準への不適合) 77の20四の規定に適合していない場合(その他経理的基礎に係る基準への不適合) 77の20五の ; 制限業種を兼任する確認検査員の選任 規定に適合 ; 代表者及び担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築 ; 物に係る確認検査の実施 していない ; 確認検査員又は補助員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監 ; 理、施工等を行う建築物に係る確認検査への従事 場合(役員 ; 業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主等の構成 等構成の基 ; 準不適合) 77の20六 ; 指定確認検査機関の親会社等である指定構造計算適合性判定機関の行った構造計算適合性 ; 判定の申請に係る建築物の計画についての建築確認の実施 77の20七の規定に適合していない場合(指定確認検査機関等としての制限業種の実施等) 77の20八の規定に適合していない場合(その他確認検査の業務を行うことについて十分な適格性を保有 ; していないとき)	業務停止3月 業務停止6月 取消し 業務停止3月
77の30①又は 77の35②五	6の2①(※1)の確認、7の2①(※2)若しくは7の4①(※3)の検査又は7の6①二(※2)の仮使用の認定における著しく不適切な判断 6の2⑥(※1)の規定に基づく確認済証の失効又は7の6④(※2)の規定に基づく仮使用認定の失効	監督命令又は取消し若しくは業務停止1月、3月若しくは6月
77の35②五	6の2⑤(※1)、7の2⑥(※2)、7の4⑥(※3)又は7の6③(※2)の規定に基づく特定行政庁への報告の内容の誤り 77の31①の規定による報告、検査等の拒否等をした場合 確認検査の業務に関し必要な報告の拒否等 確認検査の業務の状況等の検査拒否、妨害又は忌避 確認検査の業務の状況等の質問に対する答弁の拒否等 77の31②の規定による検査等の拒否等をした場合 確認検査の業務の状況等の検査拒否、妨害又は忌避 確認検査の業務の状況等の質問に対する答弁の拒否等 77の35②の規定による命令に違反した場合(業務停止命令違反) その他確認検査の業務に関する著しく不適切な行為	業務停止1月 業務停止3月 取消し 業務停止3月
77の35②六	不正な手段により指定を受けたとき	取消し

(注1) 法の条項の表記方法：条番号は第及び条を付けず算用数字で、項番号は丸の中に算用数字で、号番号は漢数字で表記している(例：「第77条の35第2項第1号」の場合は、「77の35②一」と表記する。)

(注2) 「処分事由」欄の「(※1)」、「(※2)」及び「(※3)」は次のとおりである。

(※1)：87①、87の2又は88①若しくは②において準用する場合を含む。

(※2) : 87の2又は88①若しくは②において準用する場合を含む。

(※3) : 87の2又は88①において準用する場合を含む。